

【啓発コーナー】

気付かないうちに定期購入契約に!

スマートフォンやテレビの通信販売で、「初回限定」や「商品モニター」等というセールストークで、商品が格安で買えるという広告などを良く目にしますが、最近、通信販売に関する相談が増えています。

【トラブル事例】

健康食品一月分6,980円が、初回に限りお試し価格1,000円という広告を見て、スマートフォンで申し込んだ。

確認のメールが届き、「定期購入」と書かれていた。定期購入をしたつもりはなく、すぐに申込みを取り消そうと電話をしたが、何度電話しても通話中で**全く繋がらなかった**。

「注文を取り消す」というメールを送っても、**返信がない**。数日後、お試し商品が届き、仕方なく1,000円を支払った。

翌月、2回目の商品が届き、6,980円の請求書が同封されていた。何とか業者と連絡が取れ、解約を申し出たら、定期購入期間中は原則解約できないが、すでに届いた2回分を、**通常価格で支払えば解約に応じる**と言われた。



このようなトラブルを防ぐためには

- ★商品を購入する際には、「定期購入が条件となっていないか」、「解約・返品できるかどうか」等の契約に関する内容を、しっかり確認し、**最終確認画面を印刷する**などして記録を残しておきましょう。
- ★販売業者に、何度電話しても繋がらず、解約の申請期間を過ぎてしまったということもあるので、**電話、FAX、メールなどの記録も残して**おきましょう。
- ★対応に困ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう!

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

【生活情報コーナー】

もう、覚え了吗か? 新洗濯表示

衣料品の洗濯表示が新しくなって一年が経ち、新表示だけの製品もかなり出回ってきました。皆さんは、もう新しい洗濯表示は覚え了吗か? 新しい表示は、ポイントを覚えれば、比較的簡単に理解することができます。

洗い処理では

(旧)	(新)	(記号の意味)	(旧)	(新)	(記号の意味)
		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。			液温は、40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。
		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。			洗濯処理はできない。
		液温は、40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。	★ 洗い処理は、マークが「」から「」に変わりました。 ★ 強・弱は「-」の数で表されます。「-」が増える毎に、弱く洗う必要があります。		

漂白処理では

		塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。			漂白処理はできない。
		酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない。	★ 漂白処理では、酸素系漂白剤のみが使用できる表示が、新設されました。		

乾燥処理では

		つり干し乾燥がよい。			日陰でのつり干し乾燥がよい。
		ぬれつり干し乾燥がよい。			日陰でのぬれつり干し乾燥がよい。
		平干し乾燥がよい。			日陰での平干し乾燥がよい。
		ぬれ平干し乾燥がよい。			日陰でのぬれ平干し乾燥がよい。

- ★ 干し方は、マークが「」から「」(つり干し)や「」(平干し)に変わりました。
- ★ 棒が二本になると、ぬれ干しになります。陰干しは、斜線で表されます。

アイロン処理では

		底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。			底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる。
		底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。			アイロン仕上げ処理はできない。

- ★ アイロン処理は、「-」が温度を示します。「-」が増える毎に、上限温度が上がります。

しっかり覚えて、衣料品にあった洗濯をしましょう!!

「相談コーナー」

トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談してください。



アパート・賃貸マンション退去時のトラブル

相談事例

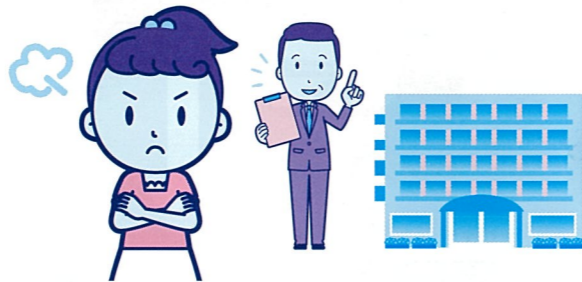
アパートを引っ越すことになりました。毎日きれいに掃除をしていたのに、家主からハウスクリーニングの費用やクロス、フスマ等のリフォーム代に充てると言われ、敷金が全く返ってきませんでした。納得できません。

センターからのアドバイス

●通常の使用(毎日掃除するなど)をしていたのであれば、特約がない限り、ハウスクリーニング代の負担を求められても拒否しましょう。ただし、借主の不注意などで部屋を汚したり、設備などを壊したときは、借主が修理しなくてはなりません。また、借主が設置した棚やエアコンは撤去しなくてはなりません。

●原状回復費用を請求されたら、請求の内容をよく確認しましょう。家主や管理会社から、原状回復費用の総額だけを言われた場合には、明細を記載した見積書をもらい、疑問に思う点は、家主や管理会社に確認しましょう。

●退去時は現場で双方立会いの下で確認し、写真や書面で記録しておきましょう。



クレジットカードの身に覚えのない請求トラブル

相談事例

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届きました。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求がありましたが、ほとんど心当たりのない請求でした。

改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求がありました。

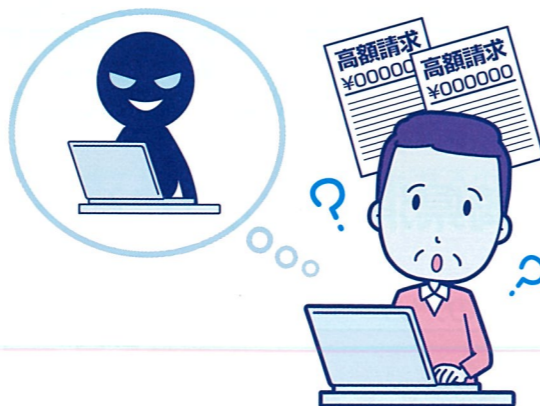
明細書を確認していなかった非は認めるものの、どうにかならないでしょうか。

センターからのアドバイス

●利用明細に身に覚えのない請求が含まれていたら、まず、クレジット会社に調査を申し入れましょう。調査の結果、第三者による不正利用だったことが分かる場合があります。

●利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際の利用控やネット通販の購入履歴等と突き合わせ、確認をしましょう。

●利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。



※ 独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報」第296号より引用

【お知らせコーナー】

最寄りの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

宮崎県消費生活センターのご案内

- 宮崎県消費生活センター(宮崎市江平西2丁目1番20号) ☎ 0985-25-0999(相談専用)
 - 宮崎県消費生活センター都城支所(都城市北原町16街区1) ☎ 0986-24-0999(相談専用)
 - 宮崎県消費生活センター延岡支所(延岡市本小路39番地3) ☎ 0982-31-0999(相談専用)
- ※ 電話相談 月～金曜日：午前9時～午後7時 (祝日・年末年始を除く)
土曜日：午前9時～午後5時 (終了時刻の30分前までにお電話ください)

出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

テーマ

- 暮らしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 整理収納
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしこい利用法
- 家庭でできる省エネ

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、「出前講座」を行い注意を呼びかけています。「こんな手口が流行っていますよ」とか「契約するときにはこんなことに気をつけてください」などのお話をさせていただいています。職場内の研修、高齢者クラブ、PTA、自治会、学校などでの学習にぜひご活用ください。原則として10名以上から承ります。受講料は無料です。県内どこへでも伺います。詳しいことはお近くの消費生活センターまでお問い合わせください。

【消費生活センター】
☎ 0985-32-7171

【都城支所】
☎ 0986-24-0998

【延岡支所】
☎ 0982-31-0998

DVD・図書・パネル貸出のご案内

学校や地域での消費者教育・啓発活動を支援するため、各センターの窓口でDVD、図書、パネルなどの無料貸出を行っています。詳しい内容は消費生活センターのホームページをご覧ください。

- DVDの主な種類
- ・悪質商法(高齢者向け)
 - ・消費生活トラブル(若者向け)
 - ・インターネット
 - ・金融
 - ・クレジット
 - ・衣、食、住生活

宮崎県消費生活センターホームページは

こんなのアリ? 🔍 検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)